

議 長 日程第4「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度松田町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度松田町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成29年10月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは説明をさせていただきます。1枚おめくりください。専決処分書になります。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成29年度松田町一般会計補正予算（第4号）でございます。平成29年9月29日でございます。理由といたしまして、第48回衆議院議員総選挙の執行経費につきまして、急施を要することから、所要の予算について専決処分をするというものでございます。

添付の補正予算書を1枚おめくりいただき、1ページをお開きください。平成29年度松田町一般会計補正予算（第4号）でございます。第1条に既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,035万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,329万1,000円とするものでございます。

詳細については事項別明細書で説明をさせていただきます。8ページをお開きください。歳入でございます。県支出金、県委託金、総務費委託金。説明欄、衆議院議員選挙費委託金1,035万1,000円。

1枚おめくりください。続きまして歳出でございます。総務費の選挙費、衆議院議員選挙費。説明欄、衆議院議員選挙執行経費として歳入と同額の1,035万1,000円を計上させていただきました。第48回衆議院議員選挙と、第24回最高裁判所裁判官国民審査が行われるものでございます。主なものとしましては、説明欄、3職員手当等、投開票事務従事者手当296万4,000円、それから18になります備品購入費、事業用備品として249万5,000円を計上させていただきます。最高裁国民審査投票読み取り集計機等を購入させていただくものでございます。選挙管理委員会の委員ほか報酬に補正がありますので、12ページ以降に給与費

明細書を添付してございますので、後ほど御高覧いただければと思います。

説明については以上です。よろしく願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第3号専決処分の承認を求めることについて(平成29年度松田町一般会計補正予算(第4号))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。